

別表2 いの町病院事業比較表

| 区 分 | 20年度 | 19年度 | 増 △減 |
|--------|----------|----------|-----------|
| 入院患者数 | 40,362 人 | 43,092 人 | △ 2,730 人 |
| 外来患者数 | 52,224 人 | 50,799 人 | 1,425 人 |
| 入所者数 | 30,930 人 | 32,242 人 | △ 1,312 人 |
| 通所者数 | 6,111 人 | 5,874 人 | 237 人 |
| 居宅利用者数 | 873 人 | 923 人 | △ 50 人 |
| 訪問看護件数 | 4,007 件 | 3,849 件 | 158 件 |

Ⅱ 平成20年度 決算の状況 Ⅱ
 経営状況では、事業収益17億6,396万7千円、費用18億3,139万5千円、純損失6,742万8千円となっております。
 経理の状況等は別表2・3・4のとおりです。

別表3 平成20年度いの町病院事業損益計算書

(単位：円)

| | |
|-------------------|---------------|
| 1.営業収益 | 1,622,629,164 |
| (1) 入院収益 | 609,158,675 |
| (2) 外来収益 | 269,819,659 |
| (3) その他病院医業収益 | 58,003,111 |
| (4) 介護療養型医療施設事業収益 | 219,252,506 |
| (5) 介護老健施設事業収益 | 358,807,264 |
| (6) 居宅介護事業収益 | 62,091,731 |
| (7) 居宅介護支援事業収益 | 8,976,650 |
| (8) 訪問看護事業収益 | 36,519,568 |
| 2.営業費用 | 1,789,082,487 |
| (1) 病院経営費 | 1,148,950,838 |
| (2) 減価償却費 | 48,388,677 |
| (3) 資産消費費 | 344,500 |
| (4) 研究研修費 | 2,553,110 |
| (5) 介護療養型医療施設事業費 | 131,608,347 |
| (6) 介護老健施設事業費 | 372,746,398 |
| (7) 居宅介護事業費 | 41,813,422 |
| (8) 居宅介護支援事業費 | 12,504,488 |
| (9) 訪問看護事業費 | 30,172,707 |
| 3.営業外収益 | 124,701,304 |
| 4.営業外費用 | 42,312,508 |
| 5.特別利益 | 16,636,631 |
| 当年度純損失 | △ 67,427,896 |

別表4 平成20年度いの町病院事業貸借対照表

平成21年3月31日現在 (単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------|---------------|
| (資産の部) | 2,101,370,646 |
| 有形固定資産 | 1,248,829,524 |
| 土地 | 268,666,504 |
| 建物及び構築物 | 824,252,572 |
| 医療器械及び備品 | 97,070,448 |
| 建設仮勘定 | 58,840,000 |
| 無形固定資産 | 747,868 |
| 投資 | 5,000 |
| 流動資産 | 851,788,254 |
| 現金預金 | 391,801,132 |
| 未収金 | 432,419,732 |
| 貯蔵品 | 27,567,390 |
| 資 産 合 計 | 2,101,370,646 |
| (負債の部) | 63,710,488 |
| 流動負債 | 63,710,488 |
| (資本の部) | 2,037,660,158 |
| 資本金 | 2,272,851,465 |
| 自己資本金 | 1,704,476,839 |
| 借入資本金 | 568,374,626 |
| 剰余金 | △ 235,191,307 |
| 資本剰余金 | 103,095,166 |
| 利益剰余金 | △ 338,286,473 |
| 負債・資本合計 | 2,101,370,646 |

こんな場合には気をつけて!~SF商法~

Q SF商法とは

A 集会所や借り受けた民家に人を集めて日用品などをタダ同然の値段で配って興奮状態に盛り上げ、最終的にまるで催眠術にかかったような勢いで高額な契約をさせる商法です。かつて「新製品普及会」と名乗る業者が行った商法で、その頭文字をとってSF商法と呼ばれています。

Q この商法のターゲットは

A 健康に敏感な高齢の方です。扱われる商品は、布団、家庭用治療器具、健康食品など「健康関連」のものが圧倒的に多く、健康食品では、1年分2年分と冷静であれば決して買わない大量の契約をさせられることもあります。このSF商法の業者の中には、契約を拒むと急に態度を荒げて暴力的に脅して契約させたり、現金の持ち合わせがないとATMまでついてきたりする悪質業者もいます。

Q SF商法の被害防止には

A 営業の場所を与えないことが一番です。集会所等は決して営業目的に貸し出さないこと。住民の皆さんも、正当な業者が民家や駐車スペースを借りて営業することは考えられませんので、業者の身なりや言葉遣いに騙されずキッパリと断り営業場所に貸さないください。

この商法は、訪問販売に分類されクーリングオフ(無条件解約)が可能です。
また、県条例でも禁止されていますので見かけたら下記に情報提供をお願いします。

消費生活の被害やトラブルの相談は

●産業経済課

☎ 893-1115

●高知県立消費生活センター

☎ 824-0999

